

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中野区江原町一丁目 25 番 1 1 号

氏名 株式会社小川商会
代表取締役 羽行 輝夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 9 月 17 日

許可の有効年月日 令和 6 年 9 月 16 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分
処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 圧縮 : 金属くず (空缶に限る。) (以上 1 種類)

イ 破碎 : 廃プラスチック類 (廃硬質プラスチック、廃 OA 機器、廃梱包材、建築廃材を除く。)、金属くず (廃什器類、配管等の切削くず、建築廃材、廃設備機器を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード、レンガくず、建築廃材を除く。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上 3 種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都中野区江原町一丁目 25 番 1 1 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず (空缶に限る。)	4. 21 (t/日)		平成 21 年 8 月 25 日		
破碎	廃プラスチック類	3. 54 (t/日)	3. 54 (t/日)	平成 12 年 5 月 1 日		
	金属くず	3. 76 (t/日)				
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3. 32 (t/日)				
破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る。)	8. 640 (本/日)		令和 2 年 8 月 6 日		

3 許可の条件

- 作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 11 年 9 月 17 日 新規許可
令和 元年 9 月 17 日 更新許可 第 4 回
令和 2 年 9 月 3 日 変更届 廃蛍光管破碎機 (1 台) の増設

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

